

## 品川区歯科衛生相談実施要綱

制定 昭和62年3月25日区長決定

要綱第15号

改正 平成9年3月 要綱第29号

改正 平成11年7月 要綱第94号

改正 平成12年3月 要綱第57号

改正 平成13年3月 要綱第42号

改正 平成17年5月 要綱第43号

改正 平成21年3月 要綱第47号

改正 平成27年3月 要綱第21号

### (目的)

第1条 この要綱は、乳幼児に対して、歯科健診ならびに歯科予防処置を実施するとともに、適切な指導を行い。歯科衛生の推進により健康の保持および増進を図ることを目的とする。

### (実施機関)

第2条 実施機関は、品川、大井、荏原の各保健センター（以下「センター」という。）とする。

### (対象)

第3条 歯科衛生相談の対象は、区内に住所を有する満3歳に達しない幼児とする。

### (実施方法)

第4条 歯科衛生相談の実施方法は、次のとおりとする。

(1) センターの所長（以下「所長」という。）は、次により対象者の把握に努めること。

- ア 住民基本台帳
- イ 転出入の届出票
- ウ 母子健康手帳住所変更届
- エ その他の関係資料

(2) 対象児のうち2歳児には、個別通知による。

(3) 健康診査内容は、次のとおりとする。

- ア う蝕
- イ 顎発育および歯の萌出
- ウ 口腔軟組織の疾患
- エ 口腔の清掃状態
- オ その他の歯と口腔の疾病異常

(4) 保健指導

定期的に歯科相談・健診・保健指導を行い、希望児には、フッ化物塗布等の予防処置を実施する。

(事後措置)

第5条 所長は、診査の結果、口腔の疾病異常および原因疾病が存在する疑いのある場合は、医療機関での受診を勧奨する。

(記録)

第6条 健康診査結果および指導事項は、母子健康手帳および母子健康管理票に記録する。また事業実施状況は、歯科衛生相談実施記録を作成し、整備しておく。

(報告)

第7条 所長は、健康推進部長に、本事業の実績について、地域保健事業報告、母子保健事業 報告により報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。